

「介護保険給付対象福祉用具情報」選定にあたっての主な取り決め（抜粋）

- 緊急通報装置を装備したり、警備会社や支援センター等へ送信機からダイレクトに連絡したりするもの、また、居場所を探索したり、要介護者のバイタルチェック機能を有しているシステムなど、これらの機能が付加されたものについては、告示の範囲を逸脱するものであると考え対象としていない。（なお、ここでいう「バイタルチェック機能」とは、血圧・脈拍数・呼吸速度・体温の表示、管理、異常時に通報する機能をいい、これらの機能を有する機器は対象としていない。但し、バイタルセンシングにより徘徊を検知する機能（徘徊感知が目的）の製品は、許容可能な範囲としている。）
- 認知症老人徘徊感知機器を除き、wifiや4Gなどの通信機能を有する製品は対象外とする。但し、Bluetooth（近距離無線通信規格）により、機器の状況の把握やメンテナンス等を目的とするものは、許容可能な範囲としている。
- 見守りやGPS機能等について、現場からのニーズはあるものの、現行法規からは逸脱する機能であり対象外とする。
- 施設向けの製品であっても、在宅において使用可能なものは、給付対象用具として選定している。但し、ナースコールへの接続を前提としている機器及び双方向の通話補助機能を有している機器については、給付対象用具として選定していない。（ナースコール専用の機器は除くこととし、オプションとしてナースコールへの接続が可能なものについては許容可能な範囲としている。）
- 解釈通知では「…、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。」と記述されているところであるが、一定距離を離れたことをもって、通報するものも許容可能な範囲としている。